

○林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令

第1条第2項

都道府県知事は、前項の認定の申請があつた場合において、当該変更に係る事項が法第3条第3項各号の要件を満たす場合に限り、前項の認定をするものとする。

※ 法第3条第3項各号は、「林業経営改善計画の認定」を参照してください。

○林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について

第3の4

林業経営改善計画の変更及び取消し

(1) 3の認定に係る林業経営改善計画を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、都道府県知事の認定を受けることとされた。(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令(昭和54年政令第205号。以下「令」という。)第1条第1項)令第1条第1項の農林水産大臣の定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

ア 林業経営の改善に関する目標の変更

イ 第5の1に規定する林業基盤整備資金、第6の2の(1)に規定する森林整備活性化資金又は第7の3に規定する木材産業等高度化推進資金を利用して行う事業に係る事業費総額の3割以上の変更

ウ 第5の1に規定する林業経営育成資金によって取得する森林の変更(第5の4に規定する林業経営育成資金の特例を受けようとする場合に限る。)

(2) 都道府県知事は、林業経営改善計画の変更の認定の申請を受けた場合には、当該変更に係る事項が法第3条第3項各号の要件を満たしているかどうかを審査するほか、3の(1)から(5)までに掲げる事項に留意して、認定するものとする。

(3) 都道府県知事は、林業経営改善計画の認定を受けた者が当該認定に係る林業経営改善計画に従ってその林業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができることとされた。(令第1条第3項)

※ 3の(1)から(5)は、「林業経営改善計画の認定」を参照してください。